中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第二条第三項第一号」を「第二条第四項第一号」に改める。

第二条中「第二条第四項第一号」を「第二条第五項第一号」に改める。

第十九条中「（第十七条第二項の規定により当該保険関係の保険事故の発生率が算出されたものとみなされる場合を除く。）」を削り、同条を第二十一条とする。

第十八条中「前条第一項」を「前条」に改め、「（同条第二項により算出されたものとみなされる発生率を含む。）」を削り、「については、第四欄」を「については第四欄」と、「については、第五欄」を「については第五欄」と、「手形割引特殊保証」を「手形割引等特殊保証」に改め、同条を第二十条とする。

第十七条第二項を削り、同条を第十九条とする。

第十六条を削る。

第十五条第一号から第三号までの規定中「売掛金債権」を「売掛金債権等」に改め、第十五条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第三条の十一第一項の経済産業省令で定める債権）

第十八条　法第三条の十一第一項において中小企業者が金融機関等に支払う額に係る債権として経済産業省令で定める債権は、前条第三号の債務を履行した場合に取得する求償権とする。

第十四条を第十五条とし、第十条から第十三条を一条ずつ繰り下げ、第十五条の次に次の一条を加える。

（法第三条の十一第一項の経済産業省令で定める売掛金債権等）

第十六条　法第三条の十一第一項の経済産業省令で定める債権（次条において「売掛金債権等」という。）は、第七条第一号及び第三号に掲げる債権とする。

第八条及び第九条中「並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」を「、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に改め、「東日本大震災復興緊急保証」の下に「並びに下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証」を加え、第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条中「並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）」を「、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）」に改め、「東日本大震災復興緊急保証」の下に「並びに下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証」を加え、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（法第三条の四第一項の経済産業省令で定める債権）

第七条　法第三条の四第一項の経済産業省令で定める債権は、次に掲げるものとする。

一　売掛金債権

二　手形債権（商品又は役務の提供に基づいて発生したものに限る。）

三　電子記録債権（商品又は役務の提供並びに機械類その他の物品を使用させる契約に基づいて発生したものに限る。）

附　則

この省令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

○経済産業省令第四十五号

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行に伴い、及び下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、下請中小企業振興法第二条第五項の状態を定める省令を次のように定める。

平成二十五年九月十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

下請中小企業振興法第二条第五項の状態を定める省令

下請中小企業振興法（以下「法」という。）第二条第五項に規定する経済産業省令で定める状態とは、前事業年度又は前年において第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合が二十パーセント以上の割合である状態をいう。

一　一の特定親事業者からの下請代金（特定下請事業者が特定親事業者からの委託を受けて法第二条第二項各号に掲げる行為をした場合に、当該親事業者が当該特定下請事業者の給付（委託を受けて法第二条第二項第五号に掲げる行為をした場合にあっては、役務の提供）に対し支払った代金をいう。）の総額

二　総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

附　則

この省令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

○経済産業省令第四十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十三条第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業支援法第十三条第一項に規定する情報提供業務を行う者の認定に関する命令を次のように定める。

平成二十五年九月十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

中小企業支援法第十三条第一項に規定する情報提供業務を行う者の認定に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、中小企業支援法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（認定情報提供機関）

第二条　経済産業大臣は、法第十三条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

一　法第十三条第一項の経済産業大臣が定める指針に適合すると認められること。

二　次のいずれにも適合していると認められること（法人にあっては、その人的構成に照らして、次のいずれにも適合していると認められること。）。

イ　情報を収集して整理し、中小企業者の依頼に応じて提供すること及びインターネットの利用その他の情報通信技術に関する専門的な知識を有していること。

ロ　情報提供業務又はこれに類似する業務に係る一年以上の実務経験を有していること。

三　次のいずれにも該当しないこと。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ヘ　法第十五条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該認定の取消しを受けた者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人又は団体の役員又は役員であった者を含む。）

ト　法人であって、その役員のうちにイからヘまでのうちいずれかに該当する者があるもの

チ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

リ　暴力団員等をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者

2　法第十三条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式による申請書に、第二条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。